

愛知県の多文化共生の推進に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と株式会社セブン銀行（以下「乙」という。）は、相互が連携して愛知県における多文化共生を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携と協力による活動を推進し、愛知県に居住する外国人県民の豊かな生活と、地域社会における多文化共生の推進（以下「本件事業」という。）に資することを目的とする。

（取組方針）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、双方協議のうえ連携して本件事業に取り組むものとする。

2 甲及び乙は、本件事業を効果的に実施するため、必要に応じて意見交換を行うものとし、本件事業の具体的な実施方法については、甲乙合意のうえ、決定する。

（窓口）

第3条 本協定に関する窓口は、甲にあつては県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室、乙にあつては商品サービス部とする。

（連携事項）

第4条 本件事業の内容は、以下のとおりとする。

- （1）乙の運営する多言語対応アプリ等を活用した、愛知県に居住する外国人県民に向けた甲の情報発信及びこれに関すること。
- （2）その他、愛知県の多文化共生の推進に関すること。

（確認事項）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、甲乙協議のうえ、本協定の変更を行うものとする。

（期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、相手方の承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上、協定の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成29年3月15日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県

知事

大村 秀章

乙 東京都千代田丸の内一丁目6番1号
株式会社セブン銀行

代表取締役社長

二子石 謙輔